

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長矢野潤一から次のとおり争議行為を行う旨、平成19年3月20日通知があった。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 事件

平成19年3月19日付けで、香川県厚生農業協同組合連合会会長理事宛てに、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長名で提出した「賃上げ」「労働条件改善」等、その他の要求に関する件

2 日時

平成19年4月4日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間

3 場所

屋島総合病院の構内又は職場 香川県高松市屋島西町1857番地の1

滝宮総合病院の構内又は職場 香川県綾歌郡綾川町滝宮486番地の1

4 争議行為の概要

上記場所の全体的あるいは部分的に、連続的、断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を、単独又は併用して行う。但し、救急患者及び入院中重症患者のための保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。